

# 【参考：理(美)容所構造設備図】

## 【作業環境】

- ① 採光または照明(照度 100ルクス以上)
- ② 機械換気(換気扇)または自然換気(開閉可能な窓)できる設備が必要  
「換気の基準：炭酸ガス(二酸化炭素)濃度を、5000ppm以下に保つこと」

## 【作業場の床面積(13.2㎡以上)】

消毒場所(室)、待合所を含む。  
※便所等は除く。

## 【器具の容器】

消毒用、消毒済、未消毒の専用容器

〔少なくとも各1個。  
ラベル等により区別する。〕

<消毒方法(例)>

- ・消毒用エタノール(濃度 76.9~81.4%)

## 【蓋付汚物箱】

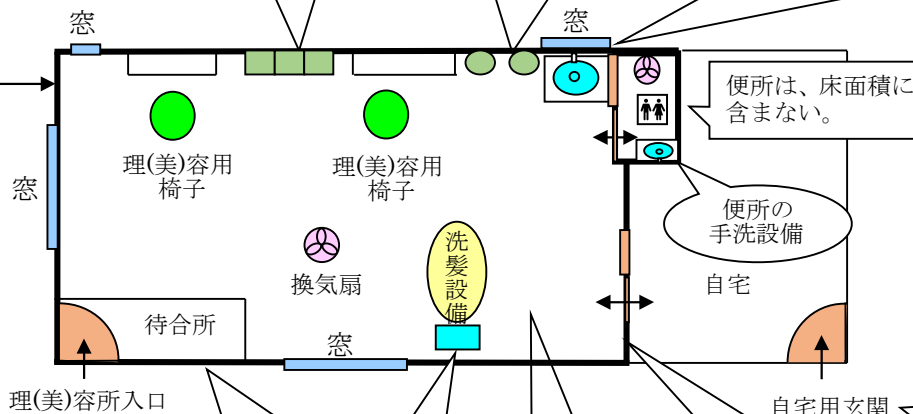
汚物箱、毛髪箱  
(各1)

## 【洗浄設備】

理(美)容所に、手指・器具を専ら洗浄する設備を設けること。

※洗浄設備は、便所・洗髪(シャンプー)設備との併用は認められない。

太枠内が理(美)容所



便所は、床面積に含まない。

便所の手洗設備

自宅

自宅用玄関

理(美)容所入口

待合所は、床面積に含まない。

## 【自宅併設の場合】

理(美)容所が通路とならないように、理(美)容所入口とは別に、自宅用玄関を設けること。

## 【洗髪(シャンプー)設備】

※頭髪に係る作業を行わない(まつ毛エクステンション等)場合は不要。

## 【区画】

隔壁等(壁、ドア、引き戸等)で区画すること。  
※襖、アコーディオンカーテン、折りたたみ式の壁等は、隔壁等と認められない。

## 【床・腰板】

コンクリート、タイル、リリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。